



島根県浜田市

はまだ



# 浜田地区 漁業地域減災計画



平成27年3月

浜田地区漁業地域防災協議会

## まえがき

浜田漁港の漁業集落は、漁業者の生活の場であるばかりでなく、浜田市民をはじめとした広い地域の住民に水産物を安定的に供給するため、多くの人々が働いている場でもあります。

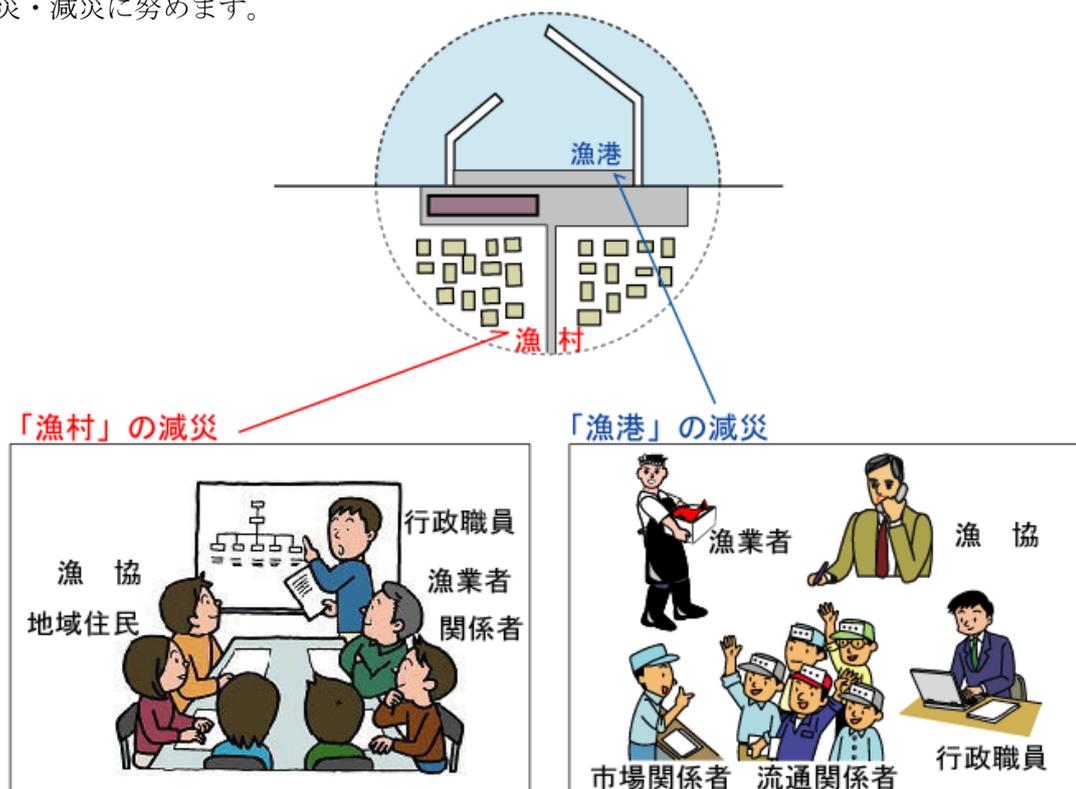
また、観光客をはじめ新鮮な水産物を求めて来訪する人々、防波堤や岸壁で釣りを楽しむ人々など多くのレクリエーション客も受け入れています。このように、人々の生活にとって重要な役割を果たしているといえます。

人々の生活に密着している海や港ですが、日本は地震や津波の常襲地域であり、日本海側でも佐渡沖を震源とする地震など、浜田地区に津波が押し寄せてくると予測されています。

地方自治体、漁業者、魚商関係者、地域住民などが、「その被害を最小限に抑えるためには、どのような対応や対策をとるべきか」といった、日ごろの備えやいざという時にとるべき個々の行動計画（減災計画）について、話し合いを通じ決めておくことが重要となります。

浜田地区漁業地域減災計画は、住民を中心とした「漁村」の視点だけでなく、漁業者や魚商関係者など漁港で働く人を中心とした「漁港」の視点でも検討し、漁業地域全体で防災・減災について話し合い、行動計画を決めました。

さらに、計画策定後のフォローアップ体制を確立するなど、今後も漁業地域全体の防災・減災に努めます。



# 目 次

1. 基本方針	1
1-1 減災計画策定の基本方針	1
1-2 地域防災計画との連携	1
1-3 減災計画の対象エリア	1
1-4 減災計画の策定方法	1
1-5 想定する地震・津波	2
2. 減災計画	3
2-1 計画の構成	3
2-2 とるべき対応・対策	5
A：連絡体制の構築	5
B：避難行動ルールの構築	6
C：日ごろからの対策	7
<対策一覧>	7
<具体的な内容>	9
1-災害予防	9
2-応急対策	14
3-復旧・復興	18
2-3 計画策定の流れ	20

# 1. 基本方針

## 1-1. 減災計画策定の基本方針

浜田地区漁業地域減災計画は、地震や津波の被害を最小化するためにはどのような対応や対策をとるべきか、あらかじめ行動計画を決め、日ごろからご近所や職場で話し合い、防災訓練等を実施することで災害に対する意識を向上させ「減災」につなげるための計画です。

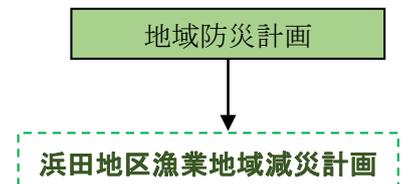
地域住民や就労者等の安全確保や水産物流通機能の確保のため、自助・共助・公助の観点から地域の人々が主体となり、行政と一体となって減災計画を策定することで、ハード・ソフト両面について、日ごろからの準備が可能となります。

減災計画策定後は、漁業地域の人々が訓練や話し合いにより見直しを行うなど、漁業地域防災協議会でフォローアップを行い、漁業地域の減災に努めます。

## 1-2. 地域防災計画との連携

行政関係者等の行動計画には県および市の地域防災計画があり、災害発生時の行動計画を定めています。

減災計画では、地域防災計画を踏まえ、浜田地区の漁業地域全体の災害予防対策、応急対策、復旧・復興対策を定めています。



## 1-3. 減災計画の対象エリア

計画の対象範囲は、浜田漁港とその背後に立地する漁業地域としています。



## 1-4. 減災計画の策定方法

減災計画は、地域住民と漁港や水産施設で働く人々も含めた漁業地域の方との「検討会（ワークショップ）」、行政関係者間の調整や協議を経て、地域の代表者や漁業関係者、魚商関係者、行政関係者による「浜田地区漁業地域防災協議会」で最終的な検討を行って策定しました。

浜田地区漁業地域防災協議会委員

所 属	役職等
瀬戸ヶ島地区	瀬戸ヶ島会会長
元浜地区	元浜 6 町内会長
漁業者代表	漁業協同組合 J F しまね浜田支所副運営委員長
漁業協同組合 J F しまね	浜田支所長
浜田魚商協同組合	事務局長
島根県浜田県土整備事務所	所長
島根県浜田港湾振興センター	所長
浜田市安全安心推進課	安全安心推進課長
浜田市水産振興課	水産振興課長、漁港活性化室長
島根県浜田水産事務所	所長

## 1-5.想定する地震・津波

本計画では、早く到達する津波として「浜田市沖合地震（マグニチュード 7.3）」、時間的余裕はあるが大きな津波として「佐渡島北方沖地震（マグニチュード 8.01）」を、避難行動の目安として採用しました。

しかし、地震や津波の被害想定は、あくまでも過去の地震データに基づいたシミュレーション結果であり、それ以上の被害はないはずだという思い込みにつながっては危険です。想像を遙かに超えた自然災害に対しては、自分自身で命を守る行動をとらなければならず、そのためにも地域住民、漁業者、魚商関係者、行政関係者が共通で持つべき行動計画が重要となります。

### 島根県津波浸水想定 の概要

佐渡島北方沖地震(マグニチュード 8.01)

大きい津波

	第一波到達時間 (分)	最大波到達時間 (分)	最大水位 (m)
本港	144	207	2.4m
浜田市全体	138	211	3.2m

浜田市沖合地震(マグニチュード 7.3)

早く来る津波

	第一波到達時間 (分)	最大波到達時間 (分)	最大水位 (m)
本港	10分	15	1.4m
浜田市全体	7	10	2.4m

島根県で想定されている地震・津波被害

浜田市内  
最大震度  
**6強**

本港  
最大津波  
**2.4m**

本港  
最速津波  
**10分**

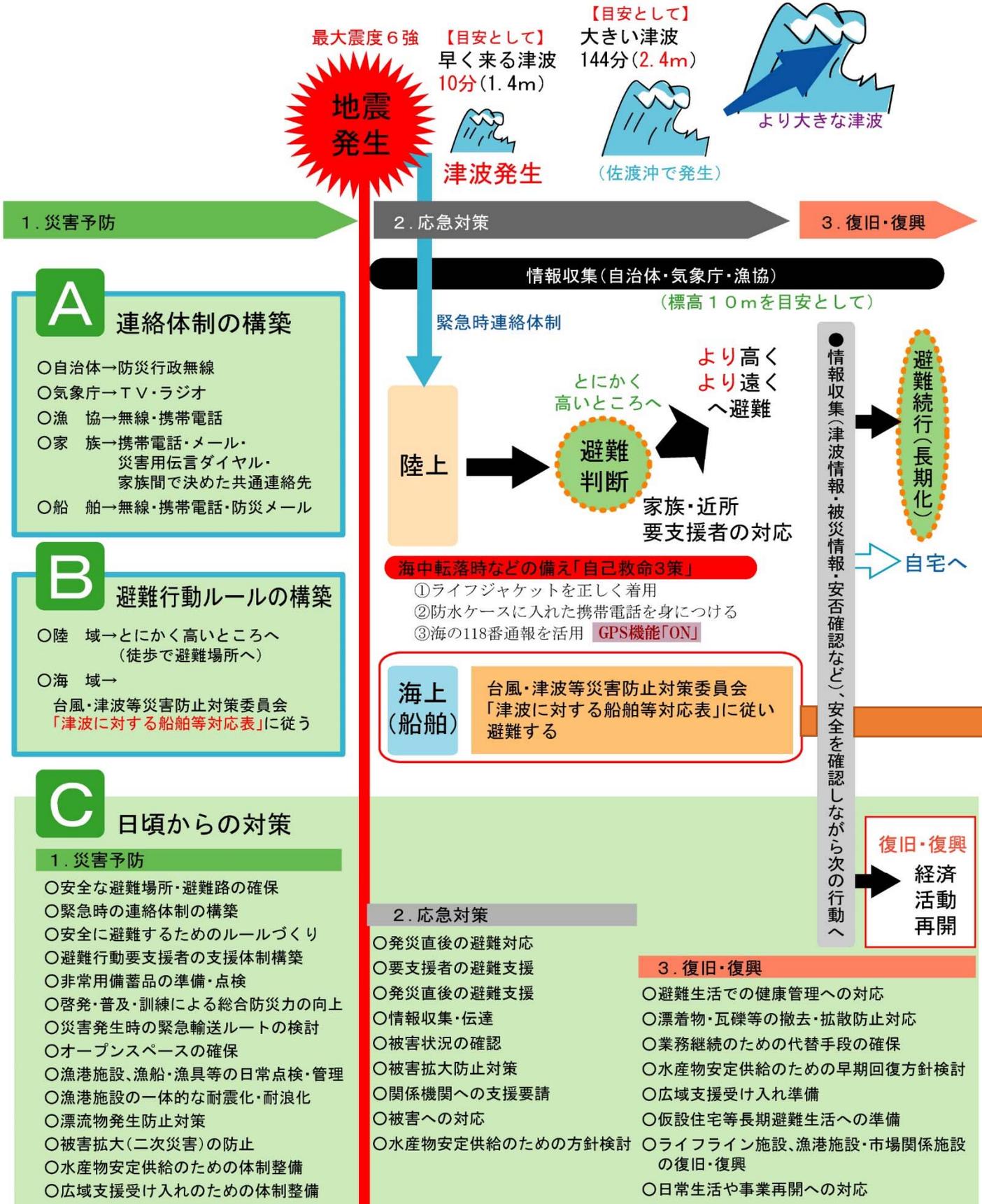
想定外の災害が起こった場合も考えて

日ごろから考え、話し合い、対策をとることが**減災**につながります。

# 2. 減災計画

## 2-1. 計画の構成

- 津波の規模は、あくまでも条件を設定して計算したシミュレーションによる想定です。  
→自然災害に想定枠による上限は設けないことが重要です。
- 津波は繰り返し襲い、長時間続きます。  
→はじめの波が去っても安全が確認できるまでは避難を続けます。



台風・津波等災害防止対策委員会「津波に対する船舶等対応表」

津波警報・注意報の種類、津波の高さ及び警戒体制(勧告)の種類		津波来襲までの時間的余裕	船舶の対応						工事・作業等
			大型船、中型船(漁船を含む)				小型船(プレジャーボート、小型漁船等)		
			港内着岸船		錨泊船、浮標係留船(作業船を含む)	航行船	港内着岸船	航行船、錨泊船	
			一般船舶(作業船含む)	危険物積載船舶					
第1警戒体制	津波注意報 1m		荷役・作業中止 係留避泊又は 港外退避	荷役・作業中止 係留避泊又は 港外退避	作業中止、港内避泊 (場合によっては港外退避)	港外退避	陸揚固縛又は係留強化の後陸上避難(場合によっては港外退避)	着岸のうえ陸揚固縛若しくは係留強化の後陸上避難又は港外退避	工事・作業の中止、材固縛、陸上避難
	津波警報 3m	無し	荷役・作業中止 係留避泊	荷役・作業中止 係留避泊	作業中止、港内避泊	港内避泊	陸上避難	着岸後陸上避難又は港内避泊	工事・作業の中止、陸上避難
第2警戒体制	津波警報 3m	有り	荷役・作業中止 港外退避又は 係留避泊	荷役・作業中止 港外退避	作業中止、港外退避	港外退避	陸揚固縛又は係留強化の後陸上避難(場合によっては港外退避)	着岸のうえ陸揚固縛若しくは係留強化の後陸上避難又は港外退避	工事・作業の中止、資機材固縛、陸上避難
	大津波警報 5m 10m 10m超	無し	荷役・作業中止 係留避泊又は 陸上避難	荷役・作業中止 係留避泊又は 陸上避難	作業中止、港内避泊	港内避泊	陸上避難	着岸後陸上避難又は港内避泊	工事・作業の中止、陸上避難
		有り	荷役・作業中止 港外退避	荷役・作業中止 港外退避	作業中止、港外退避	港外退避	陸揚固縛又は係留強化の後陸上避難(場合によっては港外退避)	着岸のうえ陸揚固縛若しくは係留強化の後陸上避難又は港外退避	工事・作業の中止、資機材固縛、陸上避難

【用語の定義等】

津波来襲までの時間的余裕

有り：大津波・津波警報が発せられた時点から避難に要する十分な時間（船舶を港外退避、陸揚げ固縛等の安全な状態に置くまで）がある場合

無し：大津波・津波警報が発せられた時点から避難に要する十分な時間（船舶を港外退避、陸揚げ固縛等の安全な状態に置くまで）が無い場合

大型船：タグボート等の補助船、パイロットを必要とし単独での出港が困難な船舶をいう。

中型船：大型船及び小型船以外の船舶をいう。

小型船：プレジャーボート、漁船等のうち、港内において陸揚げできる程度の船舶（造船所での陸揚げは含まない）をいう。

陸上避難：船舶での退避は高い危険が予想されるので、乗組員等は陸上の高い場所に避難する。可能な限り船舶の流出防止、危険物の安全措施を取る。

港外退避：港外の水深が深く、十分広い海域、沖合いに避難する（港外退避中に航行困難となった場合は港内避泊）。

係留避泊：係留強化、機関の併用等により係留状態のまま津波に対抗する（陸上作業員等の緊急避難場所として乗船させることも考慮する）。

陸揚げ固縛：プレジャーボート、漁船等の小型船を陸揚げし、津波等により海上に流出しないよう固縛する。

係留強化：スプリング・ブレスト索を長くとる。係留索の増し取り・増し締め等の措置を行う。

【注意事項】

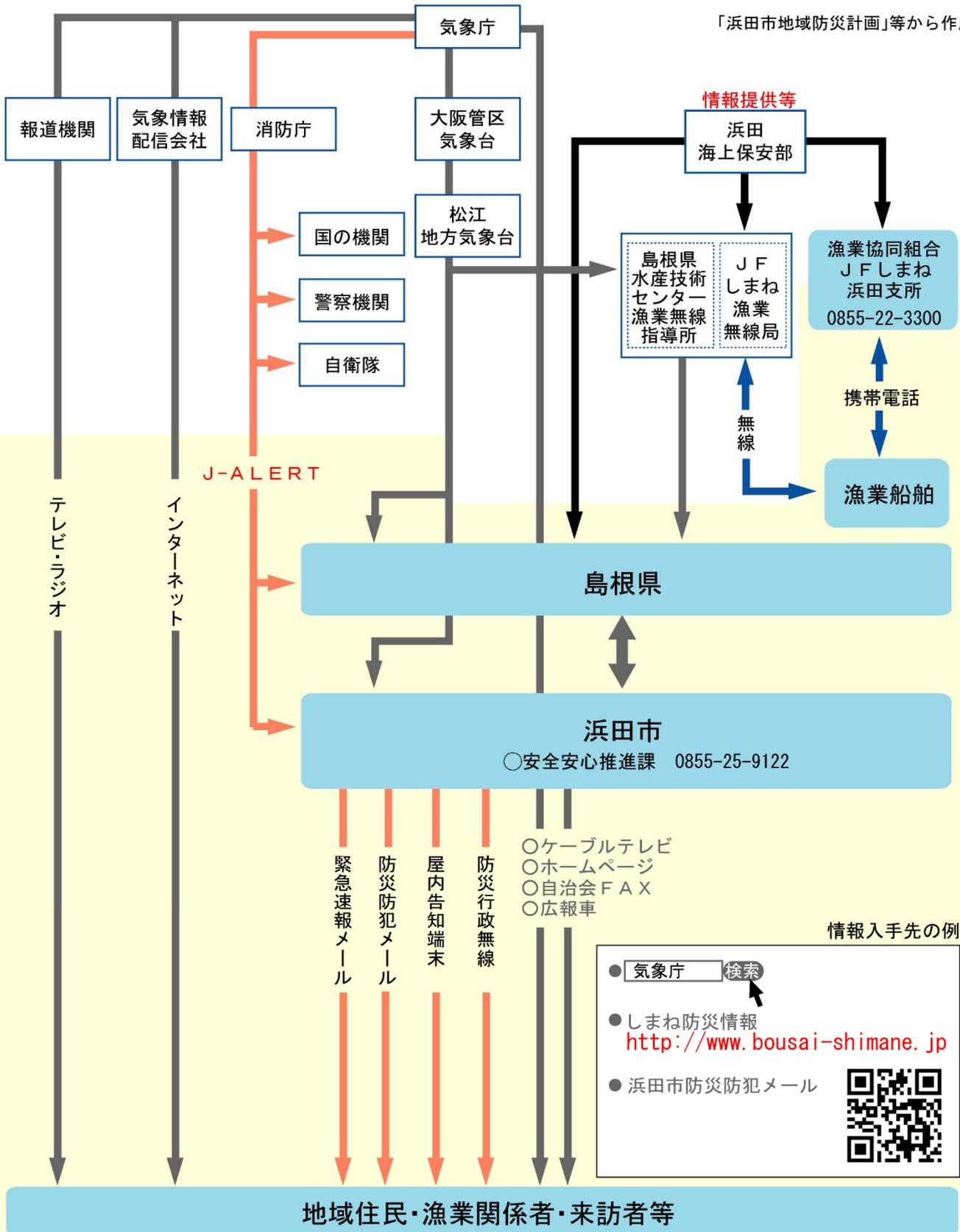
- VHF装備船は、VHFを聴取すること（国際VHF 16ch）。
- AIS搭載船は、常時AISを作動させ、適正な入力を行うこと。
- 港外退避中の大型船、中型船は、小型船から支援の要請があった場合には、可能な範囲でこれに応じる。

**A**

**連絡体制の構築**

気象庁や自治体、漁協などからの情報収集や伝達手段、地域住民同士や家族間の連絡手段など、事前に決めておくことが重要です。  
また、ひとつの手段のみに頼らず、複数の手段を確保することも重要です。

「浜田市地域防災計画」等から作成

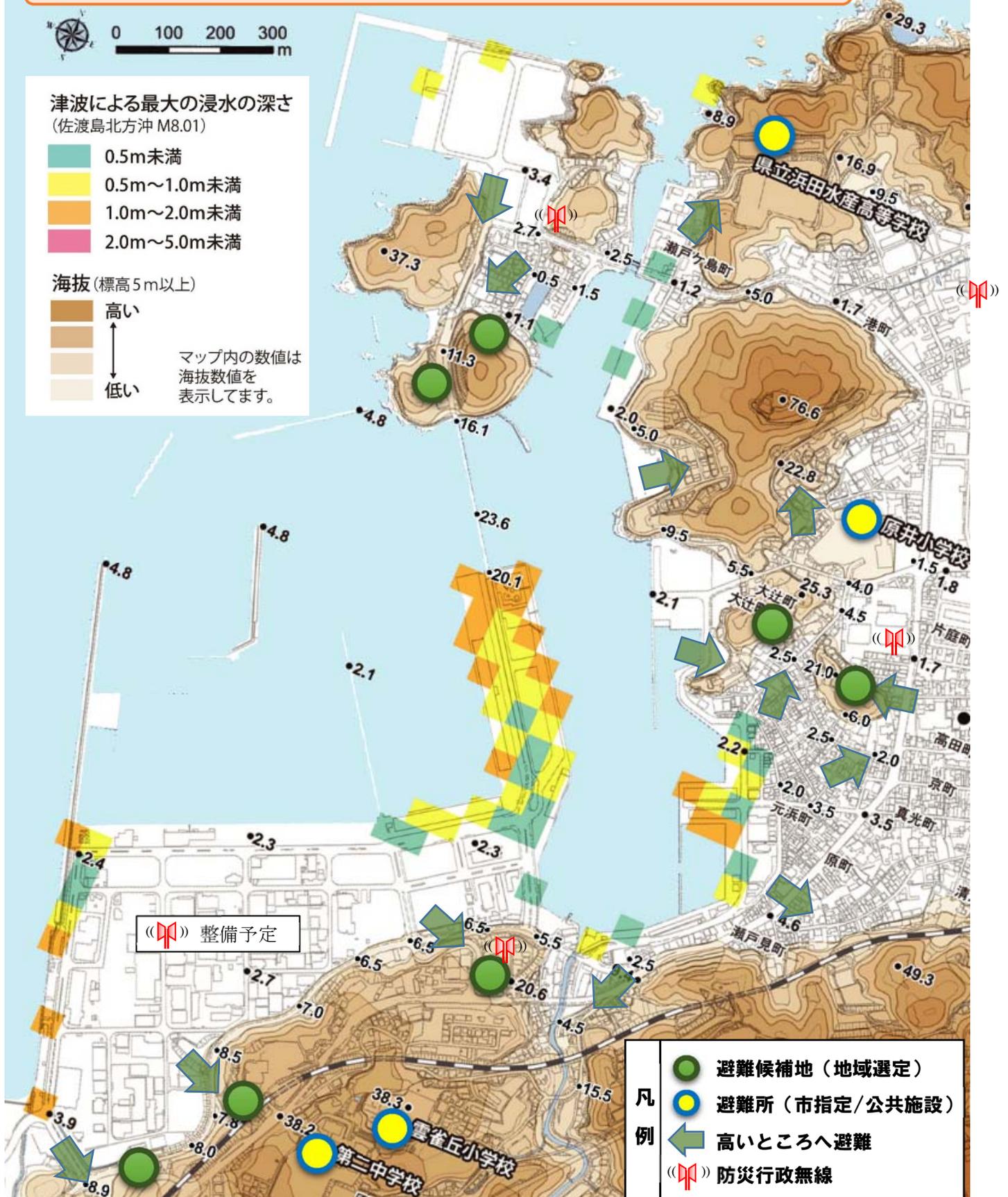


# B

## 避難行動ルールの構築

陸域ではとにかく高いところへ徒歩で避難することが重要です。海域では、陸に戻って高台へ避難すべきか、沖にとどまるべきか、津波情報を入手して直ちに判断することが重要となります。

※避難候補地（地域選定）は、地域のみなさんの意見により選定したものです。  
この避難候補地以外にも、日ごろから身近にある高い場所及び避難路を確認しましょう。





## 日ごろからの対策

災害発生を軸に「災害予防」「応急対策」「復旧・復興」の3つの時間軸と、対応する主体別にとるべき対策を整理しました。

### <対策一覧>

事前の対策

地震発生

#### 1. 災害予防

##### 1-1 県市漁商 安全な避難場所・避難路の確保

行政は誘導看板整備等で漁業地域全体の安全な避難を支援し、漁業者・漁協は避難可能な場所等を確認します。

##### 1-2 県市漁商住 緊急時の連絡体制の構築

行政は複数の情報伝達手段を確保し、地域住民等は入手方法や被災後を想定した身近な人との連絡方法について事前に確認します。

##### 1-3 県市漁商住 安全に避難するためのルールづくり

一人ひとりが避難路や避難場所を事前に確認し、陸や海での避難行動ルールを確認します。

##### 1-4 県市漁商住 避難行動要支援者の支援体制構築

地域住民は日ごろから避難行動や支援を確認し、行政は地域支援体制への補助制度の周知や、来訪者や魚商関係者等への防災情報の普及支援を行います。

##### 1-5 市漁商住 非常用備蓄品の準備・点検

情報や物理的孤立に備え、地域住民、漁業者・漁協、行政などそれぞれが備蓄に努めます。

##### 1-6 県市漁商住 啓発・普及・訓練による総合防災力の向上

防災訓練等を通して、地域住民、漁業者・漁協や魚商関係者を含めた漁業地域全体での総合的な防災力向上を目指します。

##### 1-7 県市 災害発生時の緊急輸送ルートの検討

緊急輸送ルート確保のための検討を行い、必要に応じて道路の耐震化を進めます。

##### 1-8 県市 オープンスペースの確保

災害発生時の拠点とするため、オープンスペースとして活用できる場所の検討を行います。

##### 1-9 県市漁 漁港施設、漁船・漁具等の日常点検・管理

行政は施設の点検・整備を行うとともに、漁協と連携して漁業者に対する啓発活動を行います。

##### 1-10 県市 漁港施設の一体的な耐震化・耐浪化

海上からの輸送や漁業活動維持のため、漁港内の防災上重要と位置づけられる施設について対策を講じます。

##### 1-11 県市漁 漂流物発生防止対策

災害発生時、すみやかに航路や岸壁が利用できるよう、日ごろからの対策と体制整備を行います。

##### 1-12 県市漁商住 被害拡大（二次災害）の防止

火災等の二次災害について、それぞれができることを明確にし、漁業地域全体で被害拡大を防止します。

##### 1-13 県市漁 水産物安定供給のための体制整備

消費地へ水産物の安定供給を継続するため、漁業活動の早期再開に向けた漁港施設の段階的整備や、近隣市場等との連携体制の検討を行います。

##### 1-14 県市 広域支援受け入れのための体制整備

海上からの支援に対応するために必要な体制整備について検討します。

行動主体 **県** 島根県 **市** 浜田市 **漁** 漁業者・漁協 **商** 魚商・加工団地企業 **住** 個人・地域住民

発災後 3 日間程度

発災後 1 週間後～

## 2. 応急対策

2-1 **県** **市** **漁** **商** **住**

### 発災直後の避難対応

日ごろの訓練等を活かし速やかに避難します。

2-2 **県** **市** **漁** **商** **住**

### 要支援者の避難支援

自分の身を守り、互いに助け合い避難します。

2-3 **県** **市** **漁** **商** **住**

### 発災直後の避難支援

互いに助け合いながら避難生活を送ります。

2-4 **県** **市** **漁** **商** **住**

### 情報収集・伝達

安全な避難のため、予め決めた方法で情報を共有します。

2-5 **県** **市** **漁** **商** **住**

### 被害状況の確認

地域コミュニティの総力で情報を把握します。

2-6 **県** **市** **漁** **商** **住**

### 被害拡大防止対策

二次災害防止に向けた対応や措置を行います。

2-7 **県** **市** **漁** **商**

### 関係機関への支援要請

必要に応じて関係機関へ支援要請を行います。

2-8 **県** **市** **漁** **商**

### 被害への対応

連携による状況把握で、初動対応の一助とします。

2-9 **県** **市** **漁** **商**

### 水産物安定供給のための方針検討

連携により、効果的な復旧方針を検討します。

## 3. 復旧・復興

3-1 **県** **市** **住**

### 被災地での健康管理への対応

心のケアも含めた健康管理に取り組みます。

3-2 **県** **市**

### 漂流物・瓦礫等の撤去・拡散防止対応

復旧・復興に向け瓦礫等の撤去を行います。

3-3 **漁** **商**

### 業務継続のための代替手段の確保

業務を継続できるよう代替手段の確保に努めます。

3-4 **県** **市** **漁** **商**

### 水産物安定供給のための早期回復方針検討

水産業の早期再開に向け、復旧を計画的に進めます。

3-5 **県** **市**

### 広域支援受け入れ準備

支援者が円滑な活動を行えるよう調整します。

3-6 **県** **市** **住**

### 仮設住宅等長期避難生活への準備

地域コミュニティの形成も含め、生活基盤を整えます。

3-7 **県** **市** **漁** **商**

### ライフライン施設、漁港施設・市場関係施設の復旧・復興

ライフライン施設等の復旧を段階的に講じます。

3-8 **県** **市** **漁** **商** **住**

### 日常生活や事業再開への対応

復旧・復興は、地域住民や漁業関係者等と意見交換を行いながら合意形成を図り、進めます。

日ごろからの対策の具体的な内容は、減災を目的とした項目（例「1-1 安全な避難場所・避難路の確保」）を達成するために、各主体が行うべきことを整理したものです。

対策内容には、現時点で既に実施しているものや実施予定のもの、計画の中で課題を定義して現状調査を行った上で具体的な対策内容を検討するものがあります。

これらの対策については、今後、現状調査を踏まえ、地域の代表者や漁業関係者による「協議会」においてフォローアップを行います。

## 1-災害予防

1-1 安全な避難場所・避難路の確保	
<b>県</b> 島根県	<ul style="list-style-type: none"> <li>●安全な避難場所確保のため、避難場所・避難路となりそうな県の施設情報を整理の上地域のみなさんに周知するとともに、漁港施設については、日常的なパトロール点検を充実させます。</li> <li>●緊急時の避難路の安全確保のため、既存の道路等の施設について日常的なパトロール点検・維持管理を引き続き実施します。</li> <li>●安全な避難路の確保のため、下記の対策を段階的に講じます。             <ul style="list-style-type: none"> <li>・観光客・来訪者・外国人技能実習生・釣り客等に対し、避難場所方向へ誘導する看板等の設置。</li> <li>・緊急時の避難路の安全確保のために必要な施設の耐震化。</li> </ul> </li> </ul>
<b>市</b> 浜田市	<ul style="list-style-type: none"> <li>●漁業地域を避難に対する特性からみて、「瀬戸ヶ島付近」「漁民団地付近」「元浜付近」「魚商・漁協付近」の4つに区分し、それぞれ津波の避難場所として対象となりそうな高い場所、強固で高い施設などの情報を整理し、地域のみなさんに周知します。</li> <li>●市道のパトロール点検・維持管理を引き続き実施します。</li> <li>●代替避難路がなく、土砂崩れにより避難が困難になることが想定される市道について、対策を検討します。</li> </ul>
<b>漁</b> 漁業者・漁協	<ul style="list-style-type: none"> <li>●時間的余裕はあるものの大きな津波が到達する場合、海への避難も想定した避難行動のルールを確認します。</li> <li>●津波が早く到達する場合、すみやかに漁港内の高い建物へ避難することを想定し、避難できそうな場所を検討します。</li> </ul>
<b>商</b> 魚商・加工団地企業	<ul style="list-style-type: none"> <li>●時間的余裕はあるものの大きな津波が到達する場合、施設外にある高い場所への避難を想定し、停電等で暗闇となってもすみやかに施設外へ移動できるよう対策を検討します。</li> <li>●津波が早く到達する場合、すみやかに施設内の高い場所へ避難することを想定し、施設内での避難経路を検討します。</li> </ul>
主体間での連携	浜田市はハザードマップを各戸配付し、緊急時にとるべき行動や避難の考え方を整理しています。今後は、津波に対応した高さのある避難場所や避難路の情報を整理し、漁業関係者、観光客や来訪者等に対しての安全な避難場所・避難路を検討し、安全に誘導するための分かりやすい表示方法について漁業地域全体で検討します。

1-2 緊急時の連絡体制の構築	
県 島根県	<ul style="list-style-type: none"> <li>●島根県地域防災計画の災害対策本部を中核とした連絡体制を活用します。</li> <li>●漁協と協力しながら沖合に出漁している漁船等に対し迅速な情報伝達を行うため、漁業無線局の通信の充実を図ります。</li> </ul>
市 浜田市	<ul style="list-style-type: none"> <li>●浜田市地域防災計画の災害対策本部を中核とした連絡体制を活用します。</li> <li>●漁港内に防災行政無線を整備します。</li> <li>●防災行政無線を活用した避難訓練等、緊急時のアナウンスに注意する地域の意識を醸成します。</li> </ul>
漁 漁業者・漁協	<ul style="list-style-type: none"> <li>●防災防犯メールの事前登録を行い、日ごろから情報収集手段を確保します。</li> <li>●海上での情報収集のため、漁協との無線連絡や携帯電話での連絡等、複数の通信手段の確保に努めます。</li> <li>●漁協が被災した場合の連絡方法について検討します。</li> </ul>
商 魚商・加工団地企業	<ul style="list-style-type: none"> <li>●職場で被災した場合の家族間の連絡方法を定めます。</li> <li>●情報収集・伝達手段などを職場で決めます。</li> </ul>
住 個人・地域住民	<ul style="list-style-type: none"> <li>●防災防犯メールの事前登録や、テレビ・ラジオ等複数の情報入手手段を確認し、緊急時に備えます。</li> <li>●家族やご近所との連絡方法について、職場や学校にいる場合、個々で避難した場合などあらゆる場面をイメージしながら、伝言ダイヤルの活用等の連絡手段を確認します。</li> <li>●地域で協力し合い、情報収集や伝達が円滑に行えるよう、日ごろからの話し合いに努めます。</li> </ul>
主体間での連携	複数の情報手段を確保すること、防災行政無線のサイレンが聞こえるか等について、防災訓練を通じて確認します。

1-3 安全に避難するためのルールづくり	
県 島根県	<ul style="list-style-type: none"> <li>●漁業関係者が安全に避難するためのルールの周知や、避難訓練を行う際の支援を行います。</li> </ul>
市 浜田市	<ul style="list-style-type: none"> <li>●津波に対応した避難路・避難場所を検討し、避難訓練等を通して課題が見えてきた場合、津波に対する避難計画の見直しを検討します。</li> <li>●漁業地域の企業における避難行動を検討する際の支援を行います。</li> <li>●観光客・来訪者・漁業関係者・外国人技能実習生・釣り客等に対し、避難路・避難場所への安全な誘導方法を検討します。</li> </ul>
漁 漁業者・漁協	<ul style="list-style-type: none"> <li>●地震発生時陸域にいる場合と海域にいる場合で、それぞれ安全に避難するためのルールについて、周知徹底します。</li> <li>●遊漁船を活用する人々への連絡体制、避難援護の方法、二次被害防止のルールづくりに努めます。</li> <li>●組合員以外の釣り船所有者リストを作成するなど、災害時の連絡体制整備に努めます。</li> </ul>
商 魚商・加工団地企業	<ul style="list-style-type: none"> <li>●地震発生時、早く到達する津波と、時間的余裕はあるものの大きな津波が到達する場合で、それぞれ安全に避難するためのルールについて、周知徹底します。</li> </ul>
住 個人・地域住民	<ul style="list-style-type: none"> <li>●情報収集から歩いて安全に避難場所へ到達するまでの行動について、事前のルールを確認します。</li> </ul>
主体間での連携	陸域、海域での避難とその行動ルールについて、漁業地域全体で対策を検討します。

1-4 避難行動要支援者の支援体制構築	
<b>県</b> 島根県	●観光客・釣り客などの来訪者、外国人技能実習生等が安全に避難するための看板等を設置します。
<b>市</b> 浜田市	●要支援者に関する情報を地域で活用するため、地域の支援体制構築に関する補助制度について、周知活動を行います。
<b>漁</b> 漁業者・漁協	●漁業関係者等へ日ごろから避難行動について啓発活動を行います。
<b>商</b> 魚商・加工団地企業	●従業員等へ日ごろから避難行動について啓発活動を行います。 ●特に、外国人技能実習生への学習プログラムに「防災」を組み込むことを検討します。
<b>住</b> 個人・地域住民	●地域住民で日ごろから避難行動について確認します。 ●ご近所で、避難支援について確認します。 ●要支援者が安全に避難できるよう、支援体制の構築・充実に努めます。
主体間での連携	地域の高齢者、漁業関係者、外国人技能実習生、観光客や来訪者等、情報や行動で支援が必要となる場合を想定し、漁業地域全体で対策を検討します。

1-5 非常用備蓄品の準備・点検	
<b>市</b> 浜田市	●通信手段が切断され情報孤立地区となった場合や、物理的に孤立した場合を想定し、孤立に対応できるような緊急物資の備蓄（公的備蓄）を推進します。
<b>漁</b> 漁業者・漁協	●漁業者・漁協各自で、非常持ち出し袋、食料、水を備蓄します。
<b>商</b> 魚商・加工団地企業	●各企業で、非常持ち出し袋、食料、水を備蓄します。
<b>住</b> 個人・地域住民	●各家庭で、非常持ち出し袋、食料、水を備蓄します。 ●孤立した場合の生活物資、簡易トイレ、医療品等の緊急物資の備蓄（公的備蓄）を推進します。
主体間での連携	地域住民、漁業関係者、行政機関それぞれが備蓄に努めます。

1-6 啓発・普及・訓練による総合防災力の向上	
<b>県</b> 島根県	●漁業地域全体で行う防災力向上活動を、市と連携して行います。
<b>市</b> 浜田市	●防災防犯メールの事前登録について、普及に努めます。 ●防災力向上活動を支援します。 ●ハザードマップを活用し、出前講座等による避難行動の啓発に努めます。 ●津波に対応した避難場所情報など、防災情報の普及に努めます。
<b>漁</b> 漁業者・漁協	●職場で被災した場合を想定し、事前に避難路・避難先を確認します。 ●漁業地域全体で行う避難訓練に積極的に参加します。
<b>商</b> 魚商・加工団地企業	●職場で被災した場合を想定し、事前に避難路・避難先を確認します。 ●各事業所の備蓄や防災知識について、職場の人と話し合う機会を設けます。 ●企業での避難訓練、加工団地全体での避難訓練を行います。
<b>住</b> 個人・地域住民	●自分の命を守るための知識や、過去の災害を学ぶ等、防災知識の習得に努めます。 ●日ごろから避難路・避難先へ実際に行ってみる等、避難情報を確認します。 ●日ごろから海拔表示看板を見て地盤の高さを把握する等、避難路・避難先を選ぶ目安を確認します。 ●防災の出前講座等を地域で話し合うきっかけとして活用し、避難訓練には積極的に参加します。
主体間での連携	各集落、漁港、加工団地がそれぞれに行う訓練に加え、合同訓練を通して課題を見つけ、減災計画の充実に努めます。

1-7 災害発生時の緊急輸送ルートの検討	
県 島根県	●災害発生時に緊急輸送ルートとしての機能を果たすため、緊急輸送道路の耐震化を検討します。
市 浜田市	●災害発生時の緊急輸送ルートとしての機能を果たすため、緊急輸送道路の耐震化の必要性について検討します。
主体間での連携	瀬戸ヶ島、漁港、国道9号をつなぐ緊急ルートを確認し、漁業地域としての輸送ルートが遮断されないよう、緊急輸送道路の耐震化の必要性について検討します。

1-8 オープンスペースの確保	
県 島根県	●災害発生時の緊急物資輸送拠点、仮設市場等としての機能を果たすため、漁業地域の拠点となるオープンスペース確保について検討します。 ●漁船の航行を妨げる漂流物を撤去した際の置き場として活用する場合等を想定し、オープンスペースの確保について検討します。
市 浜田市	●災害発生時の緊急物資輸送拠点としての機能を果たすため、オープンスペースの必要性について検討します。 ●撤去した瓦礫置き場等、多目的に活用できるオープンスペースの必要性について検討します。
主体間での連携	災害発生時の拠点となるオープンスペースの必要性について検討します。

1-9 漁港施設、漁船・漁具等の日常点検・管理	
県 島根県	●日ごろから被害拡大防止のため、漁港施設の点検・整備を行います。 ●漁船・漁具・漁網の管理について、啓発活動を行います。
市 浜田市	●日ごろから市が管理している施設の点検を行います。
漁 漁業者・漁協	●日ごろから漁港施設、漁船・漁具・漁網等について、点検を行います。 ●津波で船が流されたり、陸に打ち上げられたりしないよう、しっかりと係留する等、防災意識の向上と、漁業関係者間での啓発活動を行います。 ●漁具や漁網の管理について、不要なものは処分する等、流出防止のための啓発活動を行います。
主体間での連携	島根県、浜田市、漁協が連携し、漁港施設、漁船・漁具等の管理の徹底に努めます。

1-10 漁港施設の一体的な耐震化・耐浪化	
県 島根県	●津波に対する安全確保のため、必要な施設整備を段階的に行います。 ●海上からの支援物資を運ぶ船や、漁業活動早期回復のための船が接岸できるよう、防波堤や岸壁の耐震化・耐浪化を段階的に講じます。
市 浜田市	●漁港内における市道等のインフラ施設について、「日常点検」「維持管理」を引き続き実施します。
主体間での連携	漁業活動や流通活動の維持、海上からの支援を視野に入れ、漁港内の防災上重要と位置づけられる施設等について維持管理を徹底し、整備が必要な箇所は島根県と浜田市が連携して対策を講じる等、総合的な防災力向上を目指します。

1-11 漂流物発生防止対策	
<b>県</b> 島根県	●津波による漂流物が航路や岸壁利用に支障をきたす場合、早期撤去作業体制について検討します。
<b>市</b> 浜田市	●漂流物発生予防について、漁業地域の人々への啓発活動を行います。
<b>漁</b> 漁業者・漁協	●漁船や漁港関係者の車両が航路を塞がないよう、係留方法や駐車場の場所を検討します。
主体間での連携	海上からの輸送や漁業活動維持のため、航路や岸壁が利用できるよう、日ごろからの対策と、漂流物の早期撤去を可能にする体制整備を講じます。

1-12 被害拡大（二次災害）の防止	
<b>県</b> 島根県	●給油タンク等、漁港内の危険物について、地震や津波に耐える必要な対策を指導します。
<b>市</b> 浜田市	●漁業地域内の市管理施設についてパトロール点検を行います。
<b>漁</b> 漁業者・漁協	●給油タンク等、危険物の安全対策について検討します。
<b>商</b> 魚商・加工団地企業	●避難時に電源を切る、火の元を遮断する等、火災等の二次災害防止についても日ごろの話し合いの中で確認します。
<b>住</b> 個人・地域住民	●避難時にガスの元栓を閉める等、火災等の二次災害防止についても日ごろの話し合いの中で確認します。
主体間での連携	火災等の二次災害についてそれぞれができることを明確にし、漁業地域全体で被害拡大を防止します。

1-13 水産物安定供給のための体制整備	
<b>県</b> 島根県	<ul style="list-style-type: none"> <li>●早期漁業再開のため、地震や津波に強い構造の漁港施設へと、段階的に対策を講じます。</li> <li>●早期市場再開のため、オープンスペースの確保に努めます。</li> <li>●早期水産物提供のため、輸送ルート確保に努めます。</li> </ul>
<b>市</b> 浜田市	●早期漁業再開、市場再開、輸送ルート確保の3つが揃って水産物の安定供給が可能となるため、近隣漁船の受け入れ、代替市場の確保、輸送ルートの確保等について支援します。
<b>漁</b> 漁業者・漁協	<ul style="list-style-type: none"> <li>●漁業再開、市場再開、輸送再開がスムーズに行えるよう、近隣漁港や近隣市場との連携を検討します。</li> <li>●拠点漁港としての優先的対策を講じられるよう、施設の被災状況や利用可能性の迅速な把握と情報伝達体制を検討します。</li> <li>●水産物の生産・流通活動を継続または早期再開できるよう、体制を検討します。</li> </ul>
主体間での連携	地元および全国の市場へむけた水産物の安定供給のため、業務継続計画の基となる対策を検討します。風評被害・客離れを防止するためにも、市場へ水産物を早く供給することが重要であり、漁港施設の整備や生産・流通活動の早期再開への体制整備といった総合的な検討をします。

1-14 広域支援受け入れのための体制整備	
<b>県</b> 島根県	●海上からの広域支援受け入れのため、活動拠点となる空間、接岸する岸壁等、拠点漁港としての必要な対策を講じます。
<b>市</b> 浜田市	●広域支援受け入れに備え、漁港の被災状況を迅速に把握するための連絡体制を強化します。
主体間での連携	拠点漁港としての海からの支援に対応するため、活動拠点として必要な整備を検討します。

2-1 発災直後の避難対応	
県 島根県	● 気象庁発表の情報を正確に発信し、迅速な避難を支援します。
市 浜田市	● 気象庁発表の情報を正確に発信し、迅速な避難を支援します。 ● 防災防犯メール、ケーブルテレビ、防災行政無線を通じて情報発信し、迅速な避難を支援します。 ● 初動開所避難所を開設し、避難生活等を支援します。
漁 漁業者・漁協	● 日ごろから確認している避難行動のルールと、無線、テレビ・ラジオ、事前登録した防災防犯メール等による情報から判断し、命を守ることを最優先とした避難行動をとります。
商 魚商・加工団地企業	● 日ごろから確認している避難行動のルールと、テレビ・ラジオ、事前登録した防災防犯メール等による情報から判断し、命を守ることを最優先とした避難行動をとります。
住 個人・地域住民	● 日ごろから確認している避難行動のルールと、テレビ・ラジオ、事前登録した防災防犯メール等による情報から判断し、命を守ることを最優先とした避難行動をとります。
主体間での連携	日ごろの避難訓練等の成果を発揮し、命を守ることを最優先とした避難行動をします。

2-2 要支援者の避難支援	
県 島根県	● 気象庁発表の情報を正確に発信し、迅速な避難を支援します。
市 浜田市	● 気象庁発表の情報を正確に発信し、迅速な避難を支援します。 ● 防災防犯メール、ケーブルテレビ、防災行政無線を通じて情報発信し、迅速な避難を支援します。
漁 漁業者・漁協	● 観光客、漁港への来訪者、釣り客、外国人技能実習生等への呼びかけ、誘導案内板を見るよう示す等、避難支援を行います。
商 魚商・加工団地企業	● 観光客、漁港への来訪者、釣り客、外国人技能実習生等への呼びかけ、誘導案内板を見るよう示す等、避難支援を行います。
住 個人・地域住民	● ご近所の方、要支援者の方にできるだけ声をかけ、互いに助け合いながら避難行動をとります。
主体間での連携	事前に地域や漁港で支援体制を検討した成果を発揮し、自分の身を守ることを最優先としながらも、互いに助け合い避難行動をとります。

2-3 発災直後の避難支援	
県 島根県	● 避難所（浜田水産高校）への避難を支援します。
市 浜田市	● 各避難所での避難生活を支援します。
漁 漁業者・漁協	● 漁業者との連携を密にしながら、発災直後の避難生活を支援します。 ● 漁業者間の連携で、避難生活を送ります。
商 魚商・加工団地企業	● 加工団地内外との連携を密にしながら、発災直後の避難生活を送ります。 ● 家族やお住まいの地域と連絡を取り合い、安否情報を確認します。
住 個人・地域住民	● 家族や近所の方の安否情報を確認しながら避難生活を送ります。 ● 日ごろのコミュニティーを活かし、心のケアを互いにしながら避難生活を送ります。
主体間での連携	日常のコミュニティーによる連携で、助け合いながら避難生活を送ります。

2-4 情報収集・伝達	
県 島根県	<ul style="list-style-type: none"> <li>●気象庁発表の情報を正確に発信し、迅速な避難を支援します。</li> <li>●事前に整備した連絡体制網により、正確な情報伝達を行います。</li> </ul>
市 浜田市	<ul style="list-style-type: none"> <li>●気象庁発表の情報を正確に発信し、迅速な避難を支援します。</li> <li>●全国瞬時警報システム（通称：Jアラート）による自動放送を行います。</li> <li>●防災防犯メール、ケーブルテレビ、防災行政無線を通じて情報発信します。</li> <li>●漁協との情報共有を行います。</li> <li>●事前に整備した連絡体制網により、正確な情報伝達を行います。</li> </ul>
漁 漁業者・漁協	<ul style="list-style-type: none"> <li>●事前登録した防災防犯メール、無線、防災行政無線を通じて情報を収集し、日ごろから活用している無線や携帯電話で漁業者間の情報伝達を行います。</li> <li>●浜田市との情報共有を行います。</li> </ul>
商 魚商・加工団地企業	<ul style="list-style-type: none"> <li>●事前登録した防災防犯メール、ケーブルテレビ、防災行政無線を通じて情報を収集し、市場関係者間で情報伝達を行います。</li> </ul>
住 個人・地域住民	<ul style="list-style-type: none"> <li>●事前登録した防災防犯メール、ケーブルテレビ、防災行政無線を通じて情報を収集し、直ちに避難行動を起こします。</li> <li>●避難場所では、あらかじめ決めた方法（災害伝言ダイヤルや集合場所等）で安否確認や状況把握を行います。</li> </ul>
主体間での連携	地震発生から津波到達まで時間がない場合、自らの命を自分で守るための判断が必要となります。減災計画では、予防で検討した情報収集、避難行動ルール、連絡体制を整備することにより、安全な場所へ避難するための情報を共有します。

2-5 被害状況の確認	
県 島根県	<ul style="list-style-type: none"> <li>●的確な応急対策のため、事前に整備した連絡体制網による正確な被災状況の把握・確認を行います。</li> </ul>
市 浜田市	<ul style="list-style-type: none"> <li>●的確な応急対策のため、事前に整備した連絡体制網による正確な被災状況の把握・確認を行います。</li> </ul>
漁 漁業者・漁協	<ul style="list-style-type: none"> <li>●安否確認、避難位置情報（海域・陸域）、漁港や漁業施設、漁船等の被害状況を確認し、把握した情報を無線や携帯電話で漁協に集めます。</li> <li>●渡船による釣り客の安否情報を、申し込み名簿で確認します。</li> <li>●組合員以外の釣り船について、事前に作成したリストで安否を確認します。</li> <li>●収集した情報を速やかに浜田市へ提供し、応急対策を支援します。</li> </ul>
商 魚商・加工団地企業	<ul style="list-style-type: none"> <li>●安否確認、避難位置情報（海域・陸域）を確認し、把握した情報を携帯電話等で魚商に集めます。</li> <li>●収集した情報を速やかに浜田市へ提供し、応急対策を支援します。</li> </ul>
住 個人・地域住民	<ul style="list-style-type: none"> <li>●家族や近所の方の安否確認、避難場所等の状況を把握します。</li> <li>●把握した安否状況や地域被害状況等は、できるだけ地域のリーダー等が避難場所で集約します。</li> <li>●収集した情報を速やかに浜田市へ提供し、応急対策を支援します。</li> </ul>
主体間での連携	減災計画では、予防として地域、漁業関係者、市場関係者、行政が連携して防災訓練を行うこととしています。訓練を重ねることで、地域のリーダー、防災活動に積極的に参加できる人々を中心に漁業地域全体で顔が繋がっていきます。避難場所においても、地域コミュニティの総力により把握した情報をとりまとめ、迅速で的確な応急対策の一助とします。

2-6 被害拡大防止対策	
県 島根県	<ul style="list-style-type: none"> <li>●漁港施設に火災等の被害が発生した場合、危険地域への侵入禁止措置を行います。</li> <li>●拠点漁港として機能するために緊急を要する場所については、支障をきたすものの撤去対策を講じます。</li> </ul>
市 浜田市	<ul style="list-style-type: none"> <li>●火災等による被害が発生した場合、危険地域への侵入禁止措置に協力します。</li> </ul>
漁 漁業者・漁協	<ul style="list-style-type: none"> <li>●漂流物を確認した場合、漁協に情報を集めます。</li> <li>●漁協が被災した場合、関係機関が協力し、収集した情報を県へ提供します。</li> <li>●漂流物、危険物、火災による被害等が発生した場合、危険地域から速やかに避難し、連絡体制網により情報を共有します。</li> </ul>
商 魚商・加工団地企業	<ul style="list-style-type: none"> <li>●被害箇所の位置や量を把握し、魚商に情報を集めます。</li> <li>●危険物、火災による被害等が発生した場合、危険地域から速やかに避難し、連絡体制網により情報を共有します。</li> </ul>
住 個人・地域住民	<ul style="list-style-type: none"> <li>●避難時には、火災等の二次災害を防止するため、ガスの元栓を閉める等の措置を行います。</li> <li>●危険物が漏れる、火災が発生した等の緊急事態が発生した場合、危険地域から速やかに避難し、連絡体制で情報を共有します。</li> </ul>
主体間での連携	<p>減災計画では、集落への対応にとどまらず、漁業施設の被害拡大や二次災害防止対策を検討します。被害が発生した場合、危険な場所への立ち入り禁止、仮復旧の検討等、漁港や漁業施設の被害拡大を防止します。</p>

2-7 関係機関への支援要請	
県 島根県	<ul style="list-style-type: none"> <li>●大規模な被害が発生し、広域支援要請が必要となった場合、島根県災害対策本部から地域防災計画により関係機関への支援要請を行います。</li> </ul>
市 浜田市	<ul style="list-style-type: none"> <li>●大規模な被害が発生し、広域支援要請が必要となった場合、浜田市災害対策本部から地域防災計画により関係機関への支援要請を行います。</li> </ul>
漁 漁業者・漁協	<ul style="list-style-type: none"> <li>●大規模な被害が発生、広域支援要請が必要となった場合、JFしまね本所へ支援要請を行います。</li> </ul>
商 魚商・加工団地企業	<ul style="list-style-type: none"> <li>●大規模な被害が発生、広域支援要請が必要となった場合、浜田市を通じて関係機関に協力要請を行います。</li> </ul>
主体間での連携	<p>地域防災計画で決められた先への支援要請が基本となります。減災計画では、集落への対応にとどまらず、広域的に支援要請を行います。</p>

2-8 被害への対応	
<p><b>県</b> 島根県</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●漁港や漁業施設の被害状況を確認し、瓦礫の撤去、仮復旧を行うことで、船の運航のための岸壁を確保します。</li> <li>●被害の少ない場所の把握や、仮復旧で対応できるオープンスペースの確保に努めます。</li> <li>●輸送ルート上の被害状況を把握し、仮復旧で対応できるルートを確認します。</li> </ul>
<p><b>市</b> 浜田市</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●避難所開設・運営マニュアルを活用し、避難所での生活を支援します。</li> <li>●避難所での生活は、できるだけ地域コミュニティを維持し、日ごろからのつながりによる精神的フォロー・安否確認等の一助とします。</li> <li>●孤立集落に対し、食料、燃料、簡易トイレ等備蓄物資を速やかに提供します。</li> </ul>
<p><b>漁</b> 漁業者・漁協</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●漁港や漁業施設の被害に対し、漁業再開のために緊急を要する場所から優先的に応急対応を要請します。</li> </ul>
<p><b>商</b> 魚商・加工団地企業</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●市場や流通施設被害に対し、事業再開のために緊急を要する場所から優先的に応急対応を要請します。</li> </ul>
<p>主体間での連携</p>	<p>地域コミュニティや漁業関係者、市場関係者間の連携により、被害状況の把握と初動対応の円滑化を図ります。</p>

2-9 水産物安定供給のための方針検討	
<p><b>県</b> 島根県</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●仮復旧で対応可能な場所を把握し、応急対応を行います。</li> </ul>
<p><b>市</b> 浜田市</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●災害対策本部に集まる情報を共有し、近隣の漁港、市場との連携も視野にいたれた早期再開の検討を支援します。</li> </ul>
<p><b>漁</b> 漁業者・漁協</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●利用可能または仮復旧で対応可能な場所を把握し、業務継続のための緊急対応を検討します。</li> </ul>
<p><b>商</b> 魚商・加工団地企業</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●利用可能または仮復旧で対応可能な場所を把握し、業務継続のための緊急対応を検討します。</li> </ul>
<p>主体間での連携</p>	<p>水産物安定供給にむけた業務継続のための緊急対応について、関係者が連携し効果的な復旧方針を検討します。</p>

3-1 被災地での健康管理への対応	
県 島根県	●避難所で避難生活を送る人々に対し、浜田市と連携しながら支援を行います。
市 浜田市	●避難生活による体調不良、精神的苦痛に対し、医療チームの支援を要請する等、被災地での健康管理を行います。 ●食事、仮設トイレ、入浴等、栄養補給や衛生面から健康管理を行います。 ●地域コミュニティの中においても、仕切りを工夫する等プライバシーの確保も行い、長期化する避難生活に配慮します。
住 個人・地域住民	●地域コミュニティを活用し、心のケア等、助け合いの精神で互いの健康管理を助けます。
主体間での連携	行政と地域が一体となって、心のケアを含めた健康管理を行います。

3-2 漂着物・瓦礫等の撤去・拡散防止対応	
県 島根県	●漁港区域内の漂流物、漂着物や瓦礫等の拡散防止と撤去を行います。 ●漁港区域内の水中障害物等、船舶の航行を妨げる状況を解消します。
市 浜田市	●漂着物や瓦礫等の撤去を行います。
主体間での連携	漁業地域全体の漂流物や瓦礫等の、拡散防止と撤去対応を行います。

3-3 業務継続のための代替手段の確保	
漁 漁業者・漁協	●被害の少ない岸壁での荷揚げ、航路が塞がった場合の近隣漁港利用など、水産物を安定的に供給することに努めます。 ●仮設の市場、非常用電源などの支援により、市場の継続を目指します。
主体間での連携	仮設や代替手段による安定的な水産物供給は、これまでの市場を確保し、安定的な経営につながることから、業務継続が可能になるよう努めます。

3-4 水産物安定供給のための早期回復方針検討	
県 島根県	●漁港施設に損壊または障害がある場合、応急工事や障害物の除去等を行い、水産物流通のためのルートを早急に確保します。 ●水産物安定供給に向け、被災した漁港施設を、効果の大きいところから、計画的・段階的に復旧します。
市 浜田市	●近隣の漁港、市場等と連携しながら、水産物安定供給のための情報共有を行います。
漁 漁業者・漁協	●漁業者、漁協それぞれに、代替手段を活用しながら、早期復旧を目指します。 ●漁船、漁網、漁具の支援物資等により漁業の再開を目指します。
商 魚商・加工団地企業	●市場関係者、水産加工業、運輸関係者それぞれに、業務継続計画に沿った早期復旧を目指します。
主体間での連携	水産業の早期再開に向けた復旧を計画的・段階的に進めます。

3-5 広域支援受け入れ準備	
県 島根県	●復旧・復興に向けた体制について、地域住民の意向を踏まえハード・ソフト両面で検討し、他地域からの支援受入について調整を図ります。
市 浜田市	●復旧・復興に向けた体制について、地域住民の意向を踏まえハード・ソフト両面で検討し、他地域からの支援受入について調整を図ります。
主体間での連携	支援者が円滑な活動を行えるよう、受入体制を準備します。

3-6 仮設住宅等長期避難生活への準備	
県 島根県	●仮設住宅の建設や公営住宅の提供について検討します。
市 浜田市	●仮設住宅の建設や公営住宅の提供について検討します。
住 個人・地域住民	●避難場所から仮設住宅等へ移動します。 ●長期避難生活へ備え、仮設住宅内でのコミュニティを形成します。
主体間での連携	地域住民の生活基盤確保に取り組みます。

3-7 ライフライン施設、漁港施設・市場関係施設の復旧・復興	
県 島根県	●漁港施設の復旧や物資輸送のためのルートを確認します。 ●電力・通信等ライフライン施設の復旧を要請します。
市 浜田市	●水道等のライフライン施設を復旧します。
漁 漁業者・漁協	●漁業施設の復旧にむけ、計画的・段階的に整備します。
商 魚商・加工団地企業	●市場や加工施設の復旧にむけ、計画的・段階的に整備します。
主体間での連携	ライフライン施設、漁港施設・市場関係施設の復旧を進めます。

3-8 日常生活や事業再開への対応	
県 島根県	●災害前の状態まで戻す復旧、以前より防災力を向上した状態にする復興といった視点で、漁港施設の整備を計画的・段階的に進めます。 ●地域の人々や漁業者の再建のための制度を活用し、支援します。
市 浜田市	●災害前の状態まで戻す復旧、以前より防災力を向上した状態にする復興といった視点で、漁業地域や漁港・漁業施設等の整備を計画的・段階的に進めます。
漁 漁業者・漁協	●漁業の事業再開では、災害前の状態まで戻す復旧、以前より防災力を向上した状態にする復興といった視点で、計画的に整備を進めます。
商 魚商・加工団地企業	●各企業の事業再開では、災害前の状態まで戻す復旧、以前より防災力を向上した状態にする復興といった視点で、計画的に進めます。
住 個人・地域住民	●日常生活や地域コミュニティの再生では、災害前の状態まで戻す復旧、以前より良い状態にする復興といった視点で、防災力を向上します。
主体間での連携	日常生活に戻るための復興計画策定においても、地域の住民や漁業者、民間企業や行政の方々が参加し、地域に暮らす、働く方々が主体となった住民本位の計画を策定します。アイデアを出し合い意志を決定する集い（ワークショップ）等による意見交換を行い、合意形成を図ります。

